

全国司法書士女性会FAX通信247号 (2011年12月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aokitakigawa.com

今回は、去る11月19日（土）午後1時30分から午後5時まで大阪で開催された
～「各士業研修会」全国女性税理士連盟・全国司法書士女性会・日本公認会計士協会
近畿会・大阪弁護士会 が主催～ において、全国司法書士女性会から福井朝子理事
がパネリストとして出席しましたが、その報告を掲載いたします。

会場は、出席者は満場で、みなさんととても熱心に聞き入っていました。
司法書士は、会社分割のスケジュールの初期段階から参加することが少なく、弁護士
さん、税理士さん、公認会計士さんの計画された途中又は後半の部分から参加します
ので、認識のなかったことが多く、とても参考になりました。

「第13回各士業女性合同研修会」報告

理事：福井朝子

11月19日（土）、日本公認会計士協会近畿会研修室にて「第13回各士業女性合同
研修会」が開催されました。今回のテーマは「セーフな会社分割・アウトな会社分割」
で、基調講演では、大阪大学大学院法学研究科教授の山下真弘先生に、会社分割に関す
る債権者保護・労働者保護についての問題点、その現行法制度による解決方法、そこに
限界があることなどお話いただき、パネルディスカッションでは、弁護士、公認会計士、
税理士、司法書士から、会社分割に関して法務・税務面から又、最近の判例について発
表がありました。

近年会社分割に関する判例も多数出てきており、債権者を害する会社分割について
民法の詐害行為取消権の適用が認められた例の解説などがあり、又、会社法規定の不十
分な債権者保護手続について改正の動きがあることのお話もありました。アウトな会社
分割を行ってしまうことのないよう、司法書士も他士業と協力しながら商業登記業務を
行っていく必要性を感じました。

尚、この研修会の模様は、全国司法書士女性会のホームページ

(URLは <http://shihosyoshi-joseikai.com/>)
でご覧いただけます。ぜひアクセスしてくださいね。

「年の瀬を迎えて」

副会長 鵜川智子

今年も京都駅の大きなツリーが点灯し、通りゆく人々をくぎ付けにしている。クリ
スマスまで、あとわずか、そして正月までもあとわずか。年のせいか、1年をとて
はやく感じます。

全国司法書士女性会は、司法書士制度の中における旧姓使用の導入に向けて、[旧

姓使用を実現する会]としての活動をおこなう過程で、設立に至った経緯を皆様はご存知でしょうか。

第1回の集いは、熱海の温泉で開催しました。大貫前成年後見リーガルサポート会長が、講演をしてくださったことが、今も、懐かしく思い出されます。集いに参加された皆様と、温泉で、背中を流しあったものです。

そして、全国司法書士女性会の創立は、3回目の集いの時でした。リーガルの創立と同じ年だったと記憶しています。

これまでの10年は、ただ、がむしゃらに走った女性会でした。そして、これからの10年は、司法書士制度の将来について、本会、政治連盟、そして、青年会の皆様と共に考え、かつ、女性の先生に親しく感じていただける存在になればと思っています。

働く女性は、国内のみならず、世界共通の気持ちを持ちあえることから、久しくお会いできていない先生とも、また、初めてお会いした韓国の法務士会の先生とも、ともに語り、楽しい時を過ごすことができます。

今年の、全国司法書士女性の集いで講演をされた、韓国法務士会のパクさんとは、今年の夏、ソウルでお会いしたご縁からお願いして、お引き受けいただいた経緯があります。

これからも、韓国女性法務士会の皆様と、良い関係を続けていけるであろうことを楽しみにしています。

来年の夏には、女性会の希望者の皆様と韓国にお邪魔しましょう。ソウルで待ち合わせ、はいかがですか。

来年の予定ですが、全国司法書士女性の集い及び総会は、京都で開催します。日程は、10月13日、14日、京都の中心にあるハートンホテルを宿泊できるよう手配しています。ぜひ、京都へ来て下さい。

講演内容は、公証人制度と税制改革の予定です。

また、弁護士、税理士、公認会計士等、隣接士業の皆様との研修を行っている、各士業の来年のテーマは、選択的夫婦別姓制度が、日本における諸制度（税制、社会保険、年金）に及ぼす影響について、検証する予定です。

では、皆様、よいお年を。